

令和3年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	【自治会集会所整備事業】 地域住民の連帯意識の高揚と住民参加によるまちづくりを推進するため、自治会集会所の整備に要する経費の1/3を補助する。	1,193
2	1 主体的な住民活動への支援 (2) 公共交通機関利用促進のために住民が主体となっていく活動に要する経費	【公共交通あり方検討事業】 大山町地域公共交通会議を開催し、町民の生活に必要な交通機関の確保や利便の増進などの必要な事項について、バス利用者や町民の代表者などで協議する。	15
3	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【タクシー助成事業】 一般の交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者について、タクシー利用を促進することにより、自らが外出できる機会を得て住み慣れた地域社会で自立した生活を送られるよう支援する。	3,413
4	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【緊急通報体制整備事業】 ひとり暮らしの高齢者等の急病や火災等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の初期設置費用を補助し、安心して日常生活を送られるよう環境整備を行う。	100
5	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【高齢者住環境整備事業】 要介護(支援)高齢者や介護家族の日常生活の利便や安全を図るため、玄関、廊下、居室、階段、浴室等住宅の改修等に必要経費の助成を行う。	300
6	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【在宅障害者地域生活支援事業】 介護保険の住宅改修費等の対象にならない障がい者に対して、浴室・トイレ・玄関・居室等の段差解消等の住宅改良費の1/2を助成する。	500
7	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【障害者自動車改造費助成事業】 身体障がい者が自動車を所持する場合、その自動車の改造にかかる経費の1/2を助成する。	100
8	3 福祉保健の充実 (3) 身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費	【特定新規学卒者就職促進奨励金支給事業】 新規に学校を卒業する者で、就労が困難な者の常用雇用を容易にし、職業の安定を図る。	225

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
9	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【障害者等医療費助成事業】 特別医療費助成等の医療費助成事業に該当しない障がい者であって、所得税非課税者を対象に、医療費自己負担部分の1/2を助成する。	9,218
10	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【脳ドック助成事業】 町民の健康の保持増進、疾病の早期発見と早期治療を目的とし、助成事業を実施する。脳ドックは50歳から70歳まで5歳きざみとし、助成額は7,000円を限度とする。	455
11	6 農林水産業等の振興 (1) 農林水産業（県産品を取り扱う、又は取り扱う予定のある食品加工業及び木材産業を含む。以下同じ。）の新規就業者のための住宅の修繕若しくは家賃又は新規就農者の農地の賃借に対する助成に要する経費	【農地賃借料助成事業】 新規就農者に対し、就農初期の負担軽減を図るため、農地の賃借料を助成する。	645
12	6 農林水産業等の振興 (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費	【果樹共済掛金助成事業】 生産者の安定した所得維持と生産意欲の向上を図るため、果樹共済掛金の25%を助成する。	233

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
13	7 人権尊重の社会づくりの推進 (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	【人権研修会開催経費】 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、関係機関などと連携しながら住民などへの啓発教育を行う。	452
14	7 人権尊重の社会づくりの推進 (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	【総合相談充実事業】 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る生活相談員の設置に要する経費。	9,189
15	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費	【奏友会補助事業】 名和長年太鼓を演奏する奏友会への補助を行い、郷土芸能の継承を図る。	100
16	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費	【大山僧兵太鼓保存会補助事業】 大山僧兵太鼓を演奏する保存会への補助を行い、伝統芸能の継承を図る。	70
17	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	【建造物等公開活用事業】 国重要文化財建造物をはじめとする諸文化財の公開に係る謝礼金や史跡大山寺旧境内に係る出土遺物等の企画展の開催経費。また映像公開の活用を図るため文化財の基礎映像資料を作成する。	3,190
18	8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費	【青少年劇場巡回公演事業】 小・中学生を対象とした演劇鑑賞に取り組むことにより、芸術鑑賞の機会を提供し、児童・生徒の芸術文化活動の向上と豊かな感性の醸成を図る。	1,832
事業費 計			31,230

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
--	-------	----------	-------------

(2) 調整交付額分

	対象分野名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1			
2			
3			
4			
5			
事業費 計			0

令和3年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分		
対象事業費 [①]		31,230
基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) [②]		15,615
基本交付額 [③]		12,965
②と③のいずれか低い額 [④]		12,965
調整交付額分		
対象事業費 [⑤]		0
調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切捨て) の計) [⑥]		0
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 [⑦]		0
令和3年度 交付額 [④+⑦=⑧]		12,965
令和2年度 精算額 [⑨]		0
令和3年度 交付決定額 [⑧+⑨=⑩]		12,965